大分大学全学研究推進機構研究支援分野ＲＩ実験部門放射線障害予防規程

平成１６年４月１日制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。以下「法」という。），同施行令（昭和３５年政令第２５９号）及び同施行規則（昭和３５年総理府令第５６号。以下「府令」という。）並びに電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号。以下「規則」という。）及び国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成１６年規程第１０３号。以下「安全管理規程」という。）第２０条の規定に基づき，大分大学全学研究推進機構研究支援分野ＲＩ実験部門（以下「ＲＩ実験部門」という。）における放射性同位元素等の取扱いを規制し，ＲＩ実験部門の放射線障害の防止及び安全の確保について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規程において，用いる用語の定義は，法，府令，省令及び規則に基づくもののほか，次の各号に定めるところによる。

（１）　総括管理者とは，学長をいう。

（２）　放射線施設の責任者とは，全学研究推進機構研究支援分野ＲＩ実験部門長をいう。

（３）　事業所とは，全学研究推進機構研究支援分野ＲＩ実験部門をいう。

第２章　管理組織

（管理）

第３条　機構長は，ＲＩ実験部門の放射線障害の防止に関する業務を管理する。

２　放射線施設の責任者は，ＲＩ実験部門を放射線障害の防止に関する法令に定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

３　機構長及び放射線施設の責任者は，放射線障害の防止に関し，第５条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

４　ＲＩ実験部門における放射線障害の防止に関する組織は，別表のとおりとする。

５　学長は，法第３６条の２の規定より，主任者に定期講習を受けさせなければならない。

（放射線安全管理委員会）

第４条　ＲＩ実験部門の放射線障害の防止に関する重要事項は，国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

（主任者等）

第５条　放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため，ＲＩ実験部門に主任者を置き，主任者となる資格を有する者のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。

２　主任者の職務を補佐させるため，放射線取扱副主任者を置き，主任者となる資格を有する者のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。

３　主任者が出張，病気その他の事故により職務を行うことができないときは，その期間中その職務を代行させるため，主任者となる資格を有する者のうちから主任者の代理者を機構長の推薦に基づき，学長が任命するものとする。

（主任者等の職務）

第６条　主任者は，関係法令及びこの規程の定めるところにより，次の各号に掲げる職務を行い，放射線障害の発生の防止に努めなければならない。

（１）　放射線障害防止対策の立案及び調査に参画すること。

（２）　法令に基づく申請，届出及び報告の審査に関すること。

（３）　放射性同位元素等の取扱い等の確認並びに施設，帳簿及び書類等の検査に関すること。

（４）　第３条第３項の意見の具申に関すること。

（５）　法及びこの規程の実施のための助言，勧告及び指示に関すること。
（６）　事故及び危険時の対策及び措置に関すること。
（７）　その他放射線障害の防止に関し，必要な事項に関すること。
２　主任者の代理者は，主任者の職務を代行しなければならない。

（管理室）
第７条　ＲＩ実験部門に放射線障害の防止に関する業務を行うため，放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。
２　管理室に，放射線管理室長（以下「管理室長」という。）を置く。
３　管理室長は，放射線施設の責任者を補佐し，放射線管理業務を掌理する。
４　管理室長は，機構長の推薦に基づき学長が任命する。

（管理区域の責任者）
第８条　第２条第３号に掲げる管理区域に責任者を置き，それぞれ担当する管理区域における放射線障害防止のための必要な措置を行う。
２　管理区域の責任者は，放射線施設の責任者の推薦に基づき機構長が指名する。

（放射線施設の維持管理）
第９条　管理区域の責任者は，当該管理区域の施設設備の保全の状態，保護具，放射線測定器等の点検を年２回以上行い，その結果を所定の様式により，放射線施設の責任者に報告しなければならない。
２　施設管理課長は，放射線施設の給排水設備，給排気設備等の点検を年２回以上行い，その結果を所定の様式により，放射線施設の責任者に報告しなければならない。
３　放射線施設の責任者は，前二項の報告により放射線施設に異常が生じ，又はそのおそれがある場合には，直ちに必要な措置を講じるものとする。
４　放射線施設の責任者は，毎年４月１日からその翌年の３月３１日までの期間における当該放射線施設の放射性同位元素の保管量及び放射線管理の状況（１メガ電子ボルト未満のエックス線を発生する装置に係るものを除く。）について，府令第３９条第３項に規定する放射線管理状況報告書を作成し，機構長に報告しなければならない。

（業務従事者の登録）
第１０条　放射性同位元素等の取扱いをしようとする者は，所属の教授を経て業務従事者として，委員会に登録申請をしなければならない。
２　委員会は，前項の申請があった場合は，第１９条に規定する教育及び訓練を実施し，第２０条に規定する健康診断を受診させ，適当と認められる者を業務従事者として業務従事者名簿に登録するとともに，放射線業務従事者手帳を交付するものとする。
３　名簿に登録されていない者は，放射線業務に従事し，又は管理区域に立ち入ることができない。ただし，見学等の目的で管理室長の許可を得て，一時的に立ち入る場合は，この限りでない。
４　放射性同位元素等を使用しなくなった者及び業務上管理区域に常時立ち入る必要のなくなった者は，放射線業務従事者登録取消届（別紙様式第１号）を委員会に提出しなければならない。

（業務従事者の義務）
第１１条　業務従事者は，法令及び国立大学法人大分大学の内部規則に定める作業上の基準に従い，放射線による被ばく及び環境の汚染をできる限り少なくするとともに，次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　管理区域に立ち入るときは，放射線業務従事者手帳を管理区域の責任者に提示し，許可を得ること。
（２）　管理区域に掲示された注意事項及び管理室長の指示に従うこと。
（３）　管理区域に立ち入るときは，個人被ばく線量計を装着すること。
（４）　管理区域に必要以上とどまらないこと。

（5）　適切なしゃへいを行うこと等により被ばく線量が最少になるよう努めること。
（6）　経験の少ない者は，単独で作業をしないこと。

第３章　放射性同位元素等の使用，保管，運搬及び廃棄

（密封されていない放射性同位元素の使用）

第１２条　業務従事者が，密封されていない放射性同位元素を使用する場合は，放射線施設責任者の管理のもとに，前条に規定するもののほか，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）　管理区域においては，所定の作業衣，ゴム手袋及び専用の履物を使用し，これを着用して管理区域外に出ないこと。
（2）　作業中に汚染のおそれのあるときは，直ちに汚染の有無を検査し，汚染があれば除去又は脱衣等の処置をとること。ただし，汚染の除去が困難なときは，管理室長に報告し，指示を受けること。
（3）　管理区域においては，飲食，喫煙，化粧等，放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為をしないこと。
（4）　管理区域から退出するとき又は器具等を搬出するときは，汚染の有無を点検し，必要に応じて汚染の除去を行い，除去が困難なときは，管理室長に連絡して，その指示に従うこと。
（5）　放射性同位元素を使用した者は，その都度，使用した放射性同位元素の種類及び使用量等の記録を行うこと。
（6）　廃棄物は，定められた容器に保管廃棄すること。

（照射装置の使用）

第１３条　業務従事者は，照射装置を使用する場合は，放射線施設責任者の管理のもとに，安全管理規程第１１条に規定するもののほか，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）　管理区域の責任者の使用許可を得ること。
（2）　照射装置から放射性同位元素を取り出さないこと。
（3）　照射中は，作業室の出入口又はその付近の見やすい場所に照射中であることを標示すること。
（4）　照射装置に異常が生じたときは，使用を中止し，直ちに管理室長に連絡しその指示に従うこと。
（5）　照射装置の取扱説明書の注意事項を厳守すること。
（6）　照射装置を使用した者は，その都度機器の使用時間等の記録を行うこと。

（保管）

第１４条　放射性同位元素を保管する場合は，次の各号に定めるところにより行わなければならない。

（1）　放射性同位元素は，所定の貯蔵施設に貯蔵すること。
（2）　貯蔵施設の扉，ふた等外部に通じる部分には，錠その他閉鎖のための設備又は器具を取付け，放射性同位元素の盗難予防に実効のある措置を講ずること。
（3）　放射性同位元素は，その種類及び量に応じて，それぞれ所定の容器に入れて貯蔵すること。
（4）　照射装置は，線源を装備した状態で保管すること。
（5）　放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出そうとするときは，管理室長に申出てその許可を受けること。
（6）　前号の規定により貯蔵施設から持ち出した放射性同位元素は，使用後，直ちに第４号に規定する貯蔵方法により収納し，その旨を管理室長に報告すること。

（運搬）

第１５条　管理区域内において放射性同位元素等を運搬する場合は，危険物との混載禁止，転倒，転落等の防止，汚染の拡大防止，被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならな

い。
２　ＲＩ実験部門内外において放射性同位元素等を運搬する場合は，前項に規定する措置を講ずるほか，運搬上の基準に従い，あらかじめ主任者の許可を得て行わなければならない。

（廃棄）
第１６条　放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は，次の各号によって処理しなければならない。
（１）　廃棄しようとする物の物理的，化学的性状に従い，それぞれ所定の廃棄基準に従って廃棄すること。
（２）　固体状の廃棄物は，所定の廃棄施設に保管廃棄すること。ただし，動物体等腐敗しやすい物は，凍結又は乾燥処理して保管廃棄すること。
（３）　液体状の廃棄物は，廃棄施設に保管廃棄すること。ただし，二次洗浄液等の低濃度の放射性廃液は所定の排水設備に貯留し，減衰，希釈等により，排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下にして排水すること。
（４）　前号の廃棄物のうち，放射性同位元素で汚染された有機廃液は，（社）日本アイソトープ協会に引き渡すものとする。
（５）　気体状の放射性廃棄物は，できる限り固体又は液体の状態にして，前三号の方法により処理すること。この場合において，固体又は液体の状態とすることが著しく困難なときは，管理室長の指示により，排気設備により，排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
（６）　廃棄物を収納した容器は，廃棄物の内容を明示し，標識をつけて所定の保管廃棄設備に置くこと。
（７）　廃棄するときは，その都度，廃棄する者の氏名，日時，種類，数量等必要事項を所定の用紙に記載すること。

第４章　測定

（場所についての測定）
第１７条　管理室長は，放射線障害のおそれのある場所について，放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を別に定める測定項目及び測定の場所について行わなければならない。この場合において，放射線の量の測定は，原則として１センチメートル線量当量率又は１センチメートル線量当量について行うものとする。
２　空気中の放射性同位元素濃度の測定は，第１種作業環境測定士が行なうものとする。
３　管理室長は，前項の測定の結果が線量限度を超えるおそれのある場合は，遅滞なく使用制限その他放射線障害の発生を防止するため必要な措置を講じ，かつ，その結果を主任者及び放射線施設の責任者を経て，機構長及び学長に報告しなければならない。
４　管理室長は，第１項による測定の結果を所定の用紙に記録し，１年ごとに閉鎖して，これを５年間保存しなければならない。

（個人被ばく線量についての測定）
第１８条　管理室長は，管理区域に立ち入った者について，被ばく線量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い，その結果を測定記録簿に記入しなければならない。
２　測定は，原則として外部被ばく線量について，放射線測定器を使用するものとし，測定が困難であるときは計算によりその値を算出するものとする。
３　前項の測定は，次の各号に定めるところにより行うものとする。
（１）　胸部（女子にあっては腹部）について１センチメートル線量当量及び７０マイクロメートル線量当量（中性子線については１センチメートル線量当量）について測定しなければならない。
（２）　頭部及びけい部，胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部の部分のうち，外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部又は上腕部（女子は腹部及び大たい部）以外である場合には，当該部分についても測定しなければならない。
（３）　外部被ばくが最大となるおそれのある部分が前号の部分以外の部分である場合には，

前二号の測定のほか当該部分について７０マイクロメートル線量当量について測定しなければならない。ただし，中性子線については，この限りでない。

４　放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は，内部被ばくについても測定しなければならない。

５　管理室長は，第１項の測定結果の集計並びに測定結果に基づく実効線量及び等価線量の算定を４月１日，７月１日，１０月１日，１月１日を始期とする各３月間，４月１日を始期とする１年間並びに女子にあっては毎月１日を始期とする１月間について，当該期間ごとに行うものとする。

６　管理室長は，第１項の測定結果並びに前項の集計及び算定の結果を所定の用紙に記録し，法令等で定める必要な期間保存するものとする。

７　管理室長は，前項の記録の都度，記録の写しを対象者に交付するものとする。

第５章　教育及び訓練

（教育及び訓練の実施）

第１９条　委員会は，管理区域に初めて立ち入る者及び取扱等業務に初めて従事する者に対し，それぞれ立ち入る前及び従事する前に，次の各号に掲げる項目及び時間数について教育及び訓練を実施するものとする。

（１）　放射線の人体に与える影響　３０分間

（２）　放射性同位元素等の安全取扱　４時間

（３）　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令　１時間

（４）　放射線障害予防規程　３０分間

（５）　その他必要と認める事項　委員会が別に定める時間

２　委員会は，管理区域に立ち入った者及び取扱等業務に従事した者に対し，１年を超えない期間ごとに，前項各号に掲げる項目について，教育及び訓練を実施するものとする。

３　前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては，教育及び訓練の一部を省略することができる。

４　管理室長は，第１０条第３項ただし書の規定により管理区域に一時的に立ち入る者に対し，放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施するものとする。

５　委員会は，前二項に規定する教育及び訓練の結果を記録し，法令等で定める必要な期間保存するものとする。

第６章　健康診断

（健康診断の実施）

第２０条　学長は，ＲＩ実験部門の業務従事者に対し，初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は法令等で定める期間を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。

２　第一項の規定にかかわらず，管理区域に立ち入った者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，遅滞なくその者に健康診断を行うこと。

（１）　放射性同位元素を誤って飲み込み，又は吸い込んだとき。

（２）　放射性同位元素によって表面密度限度を超えて皮膚が汚染され，その汚染が容易に除去することができないとき。

（３）　放射性同位元素によって皮膚の創傷面が汚染され，又は汚染されたおそれがあるとき。

（４）　業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし，又はそのおそれがあるとき。

３　前項各号に規定する健康診断は，次の各号に定めるところによるものとする。

（１）　健康診断は，国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成１６年規程第２７号）に規定された産業医（以下「産業医」という。）が行う。

（２）　健康診断の方法は，問診及び検査又は検診とする。

（３）　問診は，放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴を有する者については，作業場所，内容，期間，線量，放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況について行うものとする。

（4）　検査又は検診は，次の部位及び項目について産業医が必要と認める場合に行うものとする。
ア　末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値，赤血球数，白血球数及び白血球百分率
イ　皮膚
ウ　眼
エ　その他文部科学大臣が定める部位及び項目
（5）　産業医は，健康診断の結果を所定の用紙に記録し，法令等で定める期間保存する。
（6）　産業医は，対象者に対し，健康診断の結果を記録し，その都度，記録の写しを交付するものとする。

（健康診断の結果）
第２１条　産業医は，健康診断の結果に基づき，放射線障害を受け，又は受けたおそれがある者を発見した場合は，その障害の程度に応じて次のように区分し，保健指導等必要な措置を講じ，主任者に報告しなければならない。
（1）　要注意　放射線施設への立ち入り時間を短縮する必要がある者
（2）　要制限　放射性同位元素等の取扱作業を制限する必要がある者
（3）　要療養　療養の必要がある者
２　主任者は，前項に規定する健康診断の結果に所要の意見を付して，機構長及び学長に報告しなければならない。

第７章　記帳及び保存

（記帳及び保存）
第２２条　管理室長は，次の各号に掲げる事項を記録する帳簿を備え，これに所要事項を確実に記載しなければならない。
（1）　受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
（2）　放射性同位素の受入れ又は払出し年月日及びその相手方の氏名又は名称
（3）　放射性同位元素の使用，保管，廃棄に関する事項
（4）　事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日，方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
（5）　照射装置の使用に関する事項
（6）　放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項
（7）　第１９条の教育及び訓練に関する事項
（8）　第９条に規定する施設の点検の実施年月日，結果及び点検者並びに点検に伴う措置に関する事項
（9）　その他放射線障害の防止に関する必要な事項
２　前項の帳簿の様式は別に定める。
３　帳簿は，毎年３月３１日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し，閉鎖後は必要な期間保存しなければならない。

第８章　危険時の措置

（緊急時及び災害時の措置）
第２３条　地震，火災その他の災害により，放射線障害が発生した場合又は放射線障害が発生するおそれがある場合は，次の各号により，応急の措置を講じなければならない。
（1）　緊急の事態を発見した者は，災害の拡大防止に努めるとともに，主任者及び国立大学法人大分大学防火管理規程（平成１６年規程６２号）に定める防災センターに通報すること。
（2）　主任者は，前号の規定に基づく通報を受けたときは，次の措置をとるものとする。
ア　災害の防止に努め，状況に応じて消防署，警察署，保健所その他の関係機関に通報すること。
イ　放射線施設の内部にいる者及びこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

ウ　放射線障害を受けた者及び受けたおそれがある者がいるときは，速やかに救出し，避難させる等緊急の措置を講ずること。
エ　放射性同位元素による汚染が生じた場合は，速やかに，その広がりの防止及び除去を行うこと。
オ　放射性同位元素等を他の施設に移動する余裕があるときは，必要に応じて安全な場所に移動し，所要の標識を付し，警戒区域を定め，見張り人を配置し関係者以外の立入りを禁止すること。

２　主任者は，災害による被害及び応急措置の状況を，速やかに機構長及び学長に報告しなければならない。

３　前二項にかかわらず，地震，火災等の災害が発生した場合には，災害時の連絡通報体制に従い，あらかじめ指定された者が必要な項目について点検を行い，その結果を，主任者を経由して機構長及び学長に報告しなければならない。

４　前項に規定する災害時の連絡通報体制，あらかじめ指定された者及び必要な点検項目については，別に定める。

（事故時の措置）

第２４条　放射性同位元素等に関し，次の各号に掲げる事態が発生した場合は，発見者は遅滞なく，その旨を主任者に届出なければならない。
（１）　放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。
（２）　放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が異常に漏えいしたとき。
（３）　管理区域に立入った者が実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて被ばくし，又は被ばくしたおそれがあるとき。
（４）　放射線障害が発生したとき。

２　主任者は，前項の届出を受けた場合又は自ら前項各号に掲げる事態を発見した場合は，必要な措置を講じた後，速やかに機構長及び学長に報告しなければならない。

（届出等）

第２５条　学長は，第９条第４項に規定する放射線管理状況報告書を当該期間経過後３月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

２　学長は，法第１２条の８に規定する施設検査を受けなければならない。

３　学長は，法第１２条の９に規定する定期検査を受けなければならない。

４　学長は，法第１２条の１０に規定する定期確認を受けなければならない。

５　学長は，第２３条第２項及び第３項並びに第２４条第２項の報告を受けたときは，直ちに関係機関に通報するとともに，遅滞なく文部科学大臣，国土交通大臣及び労働基準監督署に届出なければならない。

６　学長は，前条第２項の報告を受けたときは，その旨を直ちに文部科学大臣及び労働基準監督署その他関係機関に，その状況及びそれに対する措置を１０日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

（特定放射性同位元素に係る報告）

第２６条　学長は，特定放射性同位元素に係る製造，輸入，受入れ，払出し又は廃棄の行為を行ったときは，行為を行ってから１５日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

２　学長は，前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性元素が特定放射性同位元素でなくなったときは，その旨及び変更した特定放射性同位元素の内容を，１５日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

３　学長は，年度末所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度６月末日までに行わなければならない。

第９章　雑則

（標識等）

第２７条　放射線施設の責任者は，放射線施設に法令に定める標識を付けるほか，所要の注意事

項を掲示して，放射線障害の防止に努めるものとする。

（事務）
第２８条　ＲＩ実験部門の放射線障害の防止に関する事務は，研究・社会連携部研究協力課において処理する。

（その他）
第２９条　この規程に定めるもののほか，ＲＩ実験部門の放射線障害の防止に関し必要な事項は，委員会の議を経て，別に定める。

附　則（平成１６年規程第１３８号）
この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年学内共同教育研究施設等規程第２号）
この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年学内共同教育研究施設等規程第１号）
この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年学内共同教育研究施設等規程第６号）
この規程は，平成１８年５月２４日から施行し，この規程による改正後の大分大学総合科学研究支援センター放射線障害予防規程の規定は，平成１７年６月１日から適用する。

附　則（平成１９年学内共同教育研究施設等規程第８号）
この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年学内共同教育研究施設等規程第１４号）
この規程は，平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年学内共同教育研究施設等規程第３号）
この規程は，平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年学内共同教育研究施設等規程第１１号）
この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年学内共同教育研究施設等規程第１２号）
この規程は，平成２２年９月２４日から施行する。